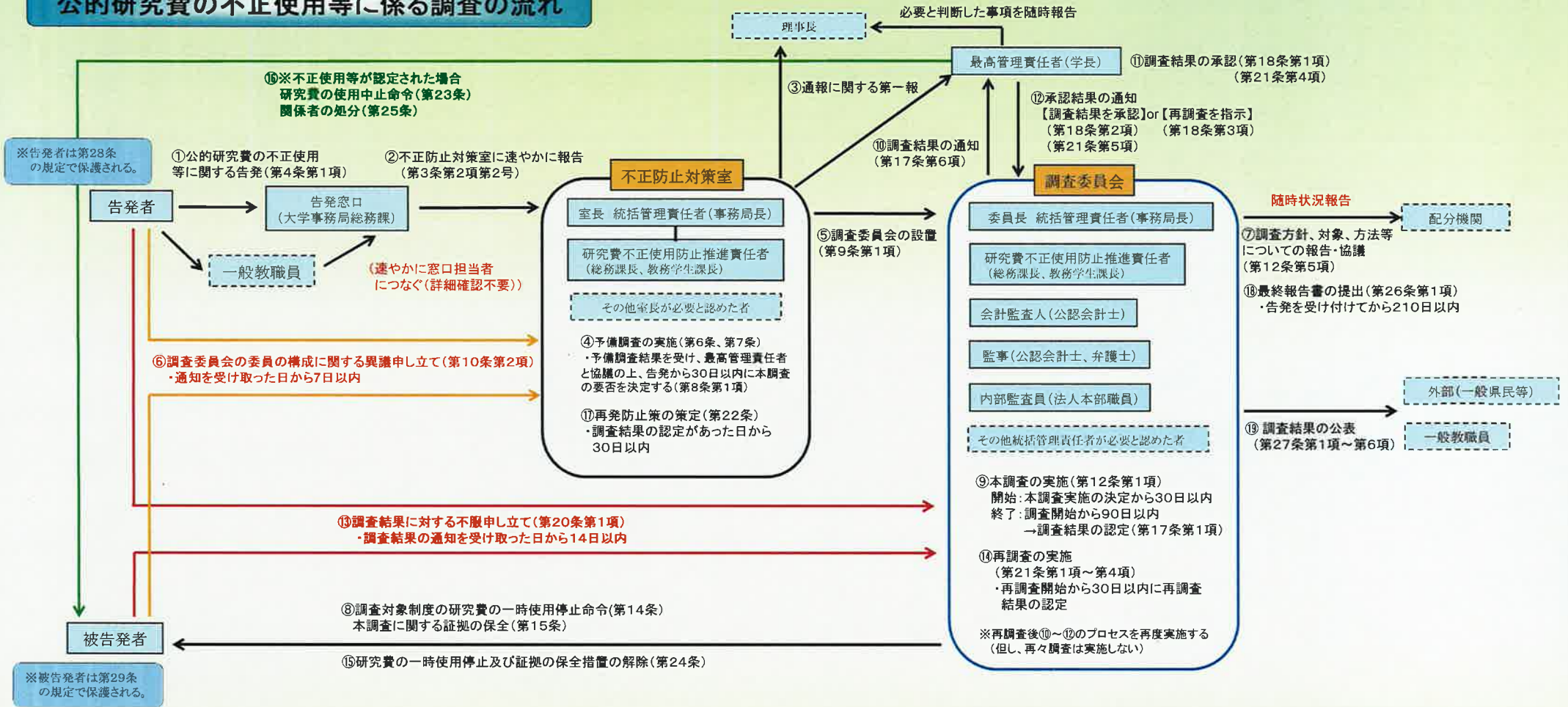


公的研究費の不正使用等に係る調査の流れ



関係者への通知 調査の透明性確保のため、調査の各段階で関係者への通知を規定している

通知の内容	条文	通知する人	通知される人			
			告発者	被告発者	配分機関	関係省庁
本調査実施の決定	第8条第2項	不正防止対策室	○	○	○	○
本調査を行わない決定	第8条第3項		○			
調査委員会委員の決定	第10条第1項		○	○		
調査委員会委員の交代	第10条第3項		○	○		
本調査開始時の協議	第12条第5項	調査委員会			○	
本調査結果	第19条	最高管理責任者	○	○	○	○
不服申立ての事実、却下又は再調査開始	第20条第7項		△	△	○	○
再調査の打ち切り	第21条第2項		△	△		
再調査結果	第21条第6項		○	○	○	○